

新型コロナウィルス感染症の感染防止対策に係る 取り組みについて

1. マスクの着用

- ・会議出席者（議員、理事者、傍聴人、報道関係者等）は、マスクを着用する。
- ・議員及び理事者の発言時はマスクの着用を認める。

2. 会議場の対応

- ・会議場の配席、傍聴席等はソーシャルディスタンスに配慮した配置とする。
- ・会議場の入り口は開放し室内の換気を行うものとする。
- ・会議場の出入口付近に消毒液を設置する。

3. 傍聴、取材席の対応

- ・一般傍聴席をおおむね5席程度に制限する。
- ・報道関係者席をおおむね5席程度に制限する。
- ・音声による傍聴は実施せず資料の配付にとどめる。

これらの取り組みは、当面の間行うものとする。